

岩手県告示第687号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 171号	消石灰	70粒状消石灰	アルカリ分 70.0	—	株式会社東北鉄興社	岩手県一関市東山町松川字滝の沢198番地	平成30年 5月26日
岩手県第 198号	消石灰	70防散消石灰	アルカリ分 70.0	—	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目6番4号	平成30年 9月4日
岩手県第 199号	消石灰	70粒状消石灰	アルカリ分 70.0	—	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目6番4号	”
岩手県第 187号	消石灰	70防散消石灰	アルカリ分 70.0	—	北上石灰株式会社	秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈7番地4	平成30年 8月29日